

審 査 基 準

平成28年 6 月 23日 作成

法 令 名	： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	： 第20条第10項において準用する第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要	： 遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）	： 京都府公安委員会
法 令 の 定 め	： ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 3 条第 2 項（公安委員会が付した条件）、第 4 条第 4 項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第 9 条第 2 項 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第 1 条第11号（変更承認申請書の添付書類） ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 1 条（変更承認申請書の提出）、第 8 条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第19 条（変更の承認の申請）
審 査 基 準	：
標 準 処 理 期 間	： 別紙のとおり
申 請 先	： 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 合 せ 先	： 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考	： 法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」を参照すること。2の 8

別紙

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間

12日

ただし、申請に係る遊技機が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。